

自主基準：ダニよけ剤の標榜について

令和6年5月24日
日本家庭用殺虫剤工業会

屋内塵性ダニ類の忌避（ダニよけ）を標榜する製品については、当工業会の自主基準として「衛生害虫における「忌避」と「よけ」の区別について」（平成23年4月11日）により、雑品（薬機法非該当品）における標榜の範囲を示してきた。今般、厚生労働省との協議の結果、下記の様に改定することとしたので、各会員におかれては、遵守されたい。

なお、本自主基準は、定期的又は随時、その時点の状況を踏まえ、見直しを行うこととしているので、注意されたい。

| 製品区分 | 使用目的 |
|----------------|---|
| 医薬品 医薬部外品 | 人の疾病の予防、保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される物であって、機械器具等でないもの。（*1） |
| 雑品 （薬機法非該当） | 屋内塵性ダニ類が生活環境にいることの不快感を和らげる物であって、薬機法の医薬品又は医薬部外品の定義における使用目的に該当しないもの。（*2） |

（*1） ハエ、蚊、ゴキブリ、イエダニ、マダニ等の衛生害虫の防除を標榜する物は、薬機法による製造販売承認に基づき製造販売すること。屋内塵性ダニ類の防除剤については、「ダニ防除剤の取扱いについて」（昭和63年2月18日、薬審二第八十四号）により効能効果「屋内塵性ダニ類の増殖抑制及び駆除」が示されており、薬機法による製造販売承認に基づき製造販売すること。雑品においては、これらと誤認混同を招く広告表示はしない。

なお、薬機法への該当性が不明確な場合は、事前に行政に相談すること。

（*2） 屋内塵性ダニ類は死骸等がアレルギーの原因となるが、直接的な健康被害を及ぼすものではないため、屋内塵性ダニ類が生活環境にいることの不快感を和らげる目的で使用する物については、薬機法の使用目的に該当せず、布団、まくら、ソファー、カーペット、押し入れ等の処理面やその近辺に対する忌避、よけ等、薬機法製品と誤認混同を招かない範囲の標榜をする。

以上